

令和3年（2021年）9月2日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

9月13日以降の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

小田原市立小中学校では、現在、神奈川県に発出されている緊急事態宣言の措置期間【9月1日から9月12日まで】の教育活動について、午前中のみ短縮授業としております。

しかしながら、直近一週間の市内新規感染者の推移をみますと、感染状況は大幅に改善しているとはいええない状況であり、引き続き強い感染症対策を講じた上で学校運営をしなければならぬ状況です。そこで、【9月13日（月）から9月26日（日）まで】の教育活動等について、次のとおりとしましたので、お知らせします。

保護者の皆様には御心配や御不便をおかけすることとなりますが、災害ともいうべきこの状況においても、子供たちの学びと健やかな育ちを保障していくため、引き続き御理解、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、国の緊急事態宣言や地域の感染状況等により、本日のお知らせの内容を見直す場合には、改めてお知らせいたします。

1 家庭内での感染防止対策の徹底について

緊急事態宣言が発出されていること及び小田原保健福祉事務所管内の感染者状況から、当面の間、健康観察票に御家族の健康状態を記入いただくとともに、児童生徒本人又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合には、登校を控えてくださるよう御協力をお願いします（この場合は出席停止（※）となります。）。

また、不要な外出を控え、引き続き家庭内での感染防止対策を継続してください。

※ 出席停止は、感染症の予防等のための措置で、欠席とは異なります。

2 教育活動について

(1) 午前中のみ短縮授業 給食あり 【9月13日（月）から9月24日（金）まで】

- ・可能な限り密を避け、マスク着用と換気を徹底します。
- ・当面の間、感染リスクの高い教育活動の実施を見合わせます。

※ 時程など詳細については、各学校からのお知らせを御覧ください。

(2) 部活動の原則休止 【9月13日（月）から9月26日（日）まで】

※ 大会等の参加により、短時間での活動を認める場合があります。

3 学習支援について

(1) 学習用端末の持ち帰り（貸与）

学習用端末の持ち帰り（貸与）期間を延長します。

（家庭にインターネットにつながる通信環境が必要となります。家庭に通信環境がない場合は、放課後に学校で学習用端末を使用できる機会を提供します。）

なお、登下校時の持ち運びが負担となる場合等があるため、対象となる学年等の詳細については学校から別途お知らせします。

(2) 自宅待機が必要な児童生徒及び登校を控える児童生徒への学習支援

陽性者や濃厚接触者として自宅待機（療養など）となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等には、学校が個別に学習の支援（学習プリント等の課題の提示、授業のライブ配信など）を行います。詳細については、担任又は学校に御相談ください。

（これらの場合も出席停止となります。）

(3) クラスターの発生に伴う臨時休業等への備え

今後の感染状況によっては、クラスター等が発生し、学級・学年単位等で臨時休業となることも想定されますので、そのようなリスクに備え対策を講じていきます。

4 給食が不要な場合の取扱いについて

次のア、イの理由により9月13日（月）から9月24日（金）までの8日間の給食が毎日不要な場合は、9月6日（月）16時までに「学校給食辞退届」を担任あて御提出ください。なお、「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校あてに電話で申し出てください。

ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は喫食せず帰宅する場合

※ 途中での変更はできませんので、御了承ください。

※ 給食が不要な場合、この期間の給食費は不要です。（年度末の給食費で調整します。）

※ 詳細は別紙にて御案内いたします。

※ 下校時の安全を最優先に考え、給食を食べずに下校する児童のお迎えをお願いします。

どうしてもお迎えが難しい場合は、各小学校（担任）までご相談ください。

5 放課後児童クラブについて

引き続き、放課後から19時まで開所します。

9月13日（月）から9月24日（金）までの期間に給食を不要とした場合は、弁当を御用意いただくとともに、放課後児童クラブあて御一報ください。

事務担当

感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
給食に関すること	学校安全課	33-1694
教育課程全般に関すること	教育指導課	33-1684
放課後児童クラブに関すること	教育総務課	33-1731

保護者 様

小田原市立国府津中学校
校 長 市川 嘉裕

小田原市立小・中学校における9月13日以降の給食について（通知）

学校給食の運営については日ごろより格別のご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。
9月13日（月）から9月24日（金）の学校給食の対応について次のとおりお知らせいたします。

1 給食が不要な場合

保護者からの申し出により9月13日（月）から9月24日（金）までの実施される全ての給食を不要とする場合は辞退を可能といたします。（全日以外は対応できません。）

辞退が可能な場合 （1）登校を控える場合

（2）登校するが、給食は喫食せず帰宅する場合

2 給食費の取扱いについて

給食を辞退される場合は、届け出によりこの期間の給食費は不要となります。（年度末の給食費で調整します。）

3 届出期限 令和3年9月7日（火）8時20分 厳守

届出期限を過ぎた場合には、食材の発注の関係上対応できないため、取扱いができませんのでご了承ください。辞退される場合は、必ず期限内に届出をお願いします。

※本校は9月4日（土）が登校日で9月6日（月）がその振替休日となっているため、届出は次のようにさせていただきます。

9月3日（金）16時30分まで

9月4日（土）7時30分から16時30分まで

9月7日（火）7時30分から8時20分まで

4 届出方法 以下のいずれかの方法で届け出をしてください。

（1）下記 「学校給食辞退届」を学校の担任に提出してください。

（2）「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校宛てに電話で申し出てください。

5 届出先 学校

----- き り と り 線 -----

学校給食辞退届

令和3年 月 日

学校長 あて

[クラス 年 組]

[児童生徒氏名]

9月13日（月）から9月24日（金）までの間に実施される全ての学校給食を辞退します。

[保護者氏名]

※令和3年9月7日8時20分 まで（届出期限厳守）に担任に提出してください。